薬局に標示・掲示が必要なもの

衆向に伝示・拘示が必要なもの 								
標示または掲示内容	薬局内	薬局外	根拠法令、通知など					
薬局開設の許可書	\bigcirc		・ 医薬品医療機器等法施行規則(第3条)					
薬局の管理及び運営に関する事項	\bigcirc							
・ 許可の区分の別								
・ 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可								
証の記載事項								
・ 薬局の管理者の氏名								
・ 当該薬局に勤務する薬剤師または登録販売者の別、そ								
の氏名及び担当業務								
・ 取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分								
・ 当該薬局に勤務する者の名札などによる区別に関する説								
・ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間								
外で医薬品の購入または譲受の申し込みを受理する時								
・ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先								
要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関	\bigcirc							
する事項			医薬品医療機器等法施行規則					
・ 要指導医薬品及び第1類〜第3類医薬品の定義及び			(第15条の15)					
これらに関する解説			(先13米の13)					
・ 要指導医薬品及び第1類〜第3類医薬品の表示に関								
する解説								
・ 要指導医薬品及び第1類〜第3類医薬品の情報の提								
供及び指導に関する解説								
・ 指定第2類医薬品の陳列などに関する解説								
指定第2類医薬品の禁忌を確認することおよび指定第2類								
医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談する								
ことを勧める旨								
・ 要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列に関する解説								
・ 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解								
・ 個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置								
・その他必要な事項								
保険薬局である旨		\bigcirc	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに					
			保険医及び保険薬剤師の登録に関する省					
			令 (第7条)					
調剤報酬点数表の一覧など	\bigcirc		・調剤報酬点数表通則					

薬剤服用歴管理指導料に関する事項	\bigcirc		
調剤報酬点数表に基づき地方厚生(支)局長に届け出た事			
項に関する事項			
〈厚生労働大臣が定める施設基準〉			
調剤基本料(1~3)	\bigcirc		
調剤基本料1の特例除外(医療資源の少ない地域)	\bigcirc		・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
特別調剤基本料	\bigcirc		(第2条の4)
調剤基本料の特例減算(妥結率)	\bigcirc		・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定
地域支援体制加算	\bigcirc		による療養の給付等の取り扱い及び担当に
(具体的事項)			関する基準(第25条の4)
・ 2 4 時間調剤などに対応する体制(電話番号)		\bigcirc	・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に
・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨	\bigcirc	\bigcirc	基づき厚生労働省が定める掲示事項等
・ 健康相談または健康教室を行っている旨	\bigcirc	\bigcirc	(第13)
後発医薬品調剤体制加算 1・2・3	\bigcirc		特掲診療料の施設基準等及びその届出に
(具体的事項)			関する手続きの取り扱いについて(平
・ 後発医薬品調剤の積極的な対応	\circ	\circ	30.3.5保医発0305第3号)
・ 当該加算を算定している旨	\circ		・医療費の内容のわかる領収証及び個別の
無菌調剤体制加算	\circ		診療報酬の算定項目のわかる明細書の交
在宅患者調剤加算	\circ		付について(平30.3.5保医発第0305第
かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料	\circ		
〈その他〉			
在宅患者訪問薬剤管理指導	0		
明細書の無償交付に関する事項	0		
開局時間	0	0	・調剤報酬点数表(時間外加算等、夜間・
夜間・休日等加算の対象となる日、受付時間帯	0		休日等加算)
取り扱い可能な公費負担医療	0		· 各種公費負担医療根拠法
労災指定薬局の標札	\circ		· 労働者災害補償保険法施行規則(第11
中 せんろうにせん ローバスの上京 一切 人			条第3項)
患者の希望に基づくサービスの内容、料金	\circ		
・患者の希望に基づく内服薬の一包化			・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準
・患者の希望に基づく甘味剤等の添加			に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項
・ 患者の希望に基づく服薬カレンダーの提供 療養の給付と直接関係ないサービス等の内容、料金			等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労
療食の指的と直接関係ないリーと人等の内容、科金 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導に係る交通費	\bigcirc		働大臣が定める医薬品等」の実施上の留
・ 狂七忠自訪问架所官珪指導に係る文通員 ・ 薬剤の容器代(原則は患者への貸与)			意事項について(第7)(平18.3.13保
· 采用以合品(()尽识成态石,以其子)			医発等0212002年\ ・療養の給付と直接関係ないサービス等の取
禁煙補助剤の調剤			り扱いについて(平17.9.1保医発第
(治療中の疾病・負傷に対する者以外)			り扱いについて(平17.9.1保医発第 0901002号)
・ 患家への調剤した医薬品の持参料			0901002 <i>5</i> 1
通訳料			
個人情報の利用目的	\bigcirc		・個人情報保護法